

約款・規定集(個人のお客様用)新旧対照表

平成25年9月

平成25年10月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第1章 総則	
<p>第2条(定義)</p> <p>(1)この約款において、次の各号に掲げる取引を組み合わせた取引を「総合取引」といいます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p><u>⑤金額・株数指定取引</u></p> <p><u>⑥国内外貨建債券取引</u></p> <p><u>⑦投資信託受益権等の累積投資取引</u></p> <p><u>⑧利金・分配金等を累投口に入金する取引</u></p> <p>(2)上記(1)に掲げる各取引の意義は、以下の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p><u>⑤金額・株数指定取引</u></p> <p>「<u>金額・株数指定取引</u>」とは、<u>第9章の規定に従い、お客様が売買する数量または金額のどちらかを指定することにより当社とお客様との間で、金融商品取引所によらず、直接相対で行う有価証券の売買取引のことをいいます。</u></p> <p><u>⑥国内外貨建債券取引</u></p> <p>「<u>国内外貨建債券取引</u>」とは、<u>第10章の規定に従い、日本国内で発行された外貨建ての債券(募集および売出しの場合の申込み代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。)</u>の取引のことをいいます。</p> <p><u>⑦投資信託受益権等の累積投資取引</u></p> <p>「<u>投資信託受益権等の累積投資取引</u>」とは、<u>第11章の規定に従い、金商法第35条第1項第7号に掲げる累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の買付けにあてるために、お客様による払込金およびお客様に代わって受領した累積投資に係る投資信託受益権等の収益分配金および償還金を、お客様の当該累積投資口(以下「累投口」といいます。)に繰り入れてお預かりし、各投資信託受益権等に係る交付目論見書(以下「目論見書」といいます。)</u>の定めに従い買付けを行う取引のことをいいます。</p> <p><u>⑧利金・分配金等を累投口に入金する取引</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。</p> <p>①証券総合口座</p> <p>「証券総合口座」とは、<u>お客様が総合取引のお申込みに加えて、日興MRF累投口を開設された口座のことをいいます。なお、当該口座においては、<u>第12章</u>に規定する日興MRFの自動買付および自動換金(以下「自動スweep取引」といいます。)</u>が行われます。た</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>(1)この約款において、次の各号に掲げる取引を組み合わせた取引を「総合取引」といいます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>⑤国内外貨建債券取引</u></p> <p><u>⑥投資信託受益権等の累積投資取引</u></p> <p><u>⑦利金・分配金等を累投口に入金する取引</u></p> <p>(2)上記(1)に掲げる各取引の意義は、以下の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>⑤国内外貨建債券取引</u></p> <p>「<u>国内外貨建債券取引</u>」とは、<u>第9章の規定に従い、日本国内で発行された外貨建ての債券(募集および売出しの場合の申込み代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。)</u>の取引のことをいいます。</p> <p><u>⑥投資信託受益権等の累積投資取引</u></p> <p>「<u>投資信託受益権等の累積投資取引</u>」とは、<u>第10章の規定に従い、金商法第35条第1項第7号に掲げる累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の買付けにあてるために、お客様による払込金およびお客様に代わって受領した累積投資に係る投資信託受益権等の収益分配金および償還金を、お客様の当該累積投資口(以下「累投口」といいます。)に繰り入れてお預かりし、各投資信託受益権等に係る交付目論見書(以下「目論見書」といいます。)</u>の定めに従い買付けを行う取引のことをいいます。</p> <p><u>⑦利金・分配金等を累投口に入金する取引</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(3)上記(2)に掲げる取引のほか、この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。</p> <p>①証券総合口座</p> <p>「証券総合口座」とは、<u>お客様が総合取引のお申込みに加えて、日興MRF累投口を開設された口座のことをいいます。なお、当該口座においては、<u>第11章</u>に規定する日興MRFの自動買付および自動換金(以下「自動スweep取引」といいます。)</u>が行われます。た</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>だし、証券総合口座の開設は、個人のお客様に限らせていただきます。</p> <p>②収納代行取引 「収納代行取引」とは、<u>第13章</u>の規定に従い、お客様が支払うクレジットカードの利用代金などについて、お客様が当社と契約する累投口のうち、日興MRF累投口を自動換金し、当社がお客様に代わって収納する取引のことをいいます。</p> <p>③振込先指定方式 「振込先指定方式」とは、<u>第14章</u>の規定に従い、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うべき金銭を、あらかじめお客様が指定する預貯金口座に当社が振り込む方式のことをいいます。</p> <p>④日興カード 「日興カード」とは、<u>第15章</u>の規定に従い、当社が提携する金融機関の設置した自動預払機(以下「提携ATM」といいます。))にご利用できる当社が発行するカードのことをいいます。</p> <p>⑤日興イーリートレード 「日興イーリートレード」とは、<u>第16章</u>の規定に従い、インターネットを通じて、当社が提供する証券取引サービスおよび情報サービスのことをいいます。</p> <p>⑥自動応答のテレホン取引 「自動応答のテレホン取引」とは、<u>第17章</u>の規定に従い、自動音声応答によるテレホンサービスを利用して行う証券取引のことをいいます。</p> <p>⑦外国証券取引口座 (省 略)</p>	<p>だし、証券総合口座の開設は、個人のお客様に限らせていただきます。</p> <p>②収納代行取引 「収納代行取引」とは、<u>第12章</u>の規定に従い、お客様が支払うクレジットカードの利用代金などについて、お客様が当社と契約する累投口のうち、日興MRF累投口を自動換金し、当社がお客様に代わって収納する取引のことをいいます。</p> <p>③振込先指定方式 「振込先指定方式」とは、<u>第13章</u>の規定に従い、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うべき金銭を、あらかじめお客様が指定する預貯金口座に当社が振り込む方式のことをいいます。</p> <p>④日興カード 「日興カード」とは、<u>第14章</u>の規定に従い、当社が提携する金融機関の設置した自動預払機(以下「提携ATM」といいます。))にご利用できる当社が発行するカードのことをいいます。</p> <p>⑤日興イーリートレード 「日興イーリートレード」とは、<u>第15章</u>の規定に従い、インターネットを通じて、当社が提供する証券取引サービスおよび情報サービスのことをいいます。</p> <p>⑥自動応答のテレホン取引 「自動応答のテレホン取引」とは、<u>第16章</u>の規定に従い、自動音声応答によるテレホンサービスを利用して行う証券取引のことをいいます。</p> <p>⑦外国証券取引口座 (省 略)</p>
第2章 申込方法等	
<p>第5条(総合取引) (1)～(3) (省 略) (4)お客様には、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、<u>第2条(1)①から⑧に掲げる各取引</u>がいつでもご利用いただけます。</p> <p>第8条の2(金額・株数指定取引) お客様が、当社所定の方法により、<u>金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、金額・株数指定取引口座(以下第9章において「金株口座」といいます。))</u>が開設されます。</p> <p>第11条(利金・分配金等を累投口に入金する取引) 総合取引を契約されているお客様は、いつでも<u>第2条(2)⑧イからハに掲げる利金・分配金等を自動的に累投口に入金する取引</u>をご利用いただけます。</p>	<p>第5条(総合取引) (1)～(3) (省 略) (4)お客様には、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、<u>第2条(1)①から⑦に掲げる各取引</u>がいつでもご利用いただけます。</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条(利金・分配金等を累投口に入金する取引) 総合取引を契約されているお客様は、いつでも<u>第2条(2)⑦イからハに掲げる利金・分配金等を自動的に累投口に入金する取引</u>をご利用いただけます。</p>
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第46条(振替の申請) (1) (省 略) (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>記名及びお届印により押印</u>してご提出ください。 ①～⑧ (省 略) (3)～(6) (省 略)</p>	<p>第46条(振替の申請) (1) (省 略) (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>届出の印章により記名押印</u>してご提出ください。 ①～⑧ (省 略) (3)～(6) (省 略)</p>
第7章 株式ミニ投資	
<p>第79条(選定銘柄の除外) (1) (省 略) (2)上記(1)の規定により選定銘柄から除外される場合には、<u>除外が決定し、当社が定めた日以降</u>については当該銘柄の売却の申込に限り本章の規定に基づき取扱うものとします。 (3) (省 略)</p>	<p>第79条(選定銘柄の除外) (1) (省 略) (2)上記(1)の規定により選定銘柄から除外される場合には、<u>除外が決定された以降</u>については当該銘柄の売却の申込に限り本章の規定に基づき取扱うものとします。 (3) (省 略)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第8章 株式累積投資	
<p>第91条(選定銘柄の除外)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定により選定銘柄が除外され、当社が定めた日以降も当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、本章の規定に準じて遅滞なく当社が買取り、お客様の当該選定銘柄に係る残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。なお、当該銘柄が上場廃止となり、上場廃止日以降においても本章の規定に基づき買付けを行った当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、指定金融商品取引所で取引された最終日の寄値(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をもって処分するまたは当社が買取ることにより、遅滞なくお客様の当該銘柄にかかる残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。</p>	<p>第91条(選定銘柄の除外)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定により選定銘柄が除外された以降も当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、本章の規定に準じて遅滞なく当社が買取り、お客様の当該選定銘柄に係る残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。なお、当該銘柄が上場廃止となり、上場廃止日以降においても本章の規定に基づき買付けを行った当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、指定金融商品取引所で取引された最終日の寄値(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をもって処分するまたは当社が買取ることにより、遅滞なくお客様の当該銘柄にかかる残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。</p>
第9章 金額・株数指定取引	(新 設)
第92条～第92条の13	(新 設)
別紙「証券取引約款 第9章 金額・株数指定取引」をご参照願います。	
第10章 国内外貨建債券取引	第9章 国内外貨建債券取引
<p>第93条(国内外貨建債券に関する権利の処理)</p> <p>(省 略)</p> <p>第93条の2(諸料金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>第95条(金銭の授受)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 上記(1)の換算日は、売買代金については約定日、<u>第93条①から④</u>までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p>	<p>第92条(国内外貨建債券に関する権利の処理)</p> <p>(省 略)</p> <p>第93条(諸料金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>第95条(金銭の授受)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 上記(1)の換算日は、売買代金については約定日、<u>第92条①から④</u>までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p>
第11章 投資信託受益権等の累積投資取引	第10章 投資信託受益権等の累積投資取引
(省 略)	(省 略)
第12章 証券総合口座	第11章 証券総合口座
(省 略)	(省 略)
第13章 収納代行取引	第12章 収納代行取引
<p>第106条(自動換金)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(1)および(2)の換金処理日と同一日に、他の申込における当該累投口の買付または換金処理を行うこととなった場合は、次に定める順に買付、換金処理を行います。</p> <p>① <u>第12章</u>に基づく当該累投口の自動スweep処理を行い、その結果の残高をもとに(1)の換金処理を行います。</p> <p>② 上記(2)に定める再度の換金処理を行うこととなった場合は、<u>第12章</u>に基づく当該累投口の自動スweep処理に先立ちこれを行います。</p>	<p>第106条(自動換金)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(1)および(2)の換金処理日と同一日に、他の申込における当該累投口の買付または換金処理を行うこととなった場合は、次に定める順に買付、換金処理を行います。</p> <p>① <u>第11章</u>に基づく当該累投口の自動スweep処理を行い、その結果の残高をもとに(1)の換金処理を行います。</p> <p>② 上記(2)に定める再度の換金処理を行うこととなった場合は、<u>第11章</u>に基づく当該累投口の自動スweep処理に先立ちこれを行います。</p>
第14章 振込先指定方式	第13章 振込先指定方式
(省 略)	(省 略)
第15章 日興カードの利用	第14章 日興カードの利用
(省 略)	(省 略)
第16章 日興イーリートレード	第15章 日興イーリートレード
<p>第139条(情報利用の取扱い)</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>第139条(情報利用の取扱い)</p> <p>(1) (省 略)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(2) 上記(1)に反する使用があった場合、または当社もしくは金融商品取引所等の判断もしくは都合により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないものとします。</p>	<p>(2) 上記(1)に反する使用があった場合、または当社もしくは金融商品取引所等の判断もしくは都合により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないものとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第17章</u> 自動応答のテレホン取引</p>	<p style="text-align: center;"><u>第16章</u> 自動応答のテレホン取引</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第18章</u> お取引コースの利用</p>	<p style="text-align: center;"><u>第17章</u> お取引コースの利用</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第19章</u> 雑則</p>	<p style="text-align: center;"><u>第18章</u> 雑則</p>
<p>第167条(届出事項の変更)</p>	<p>第167条(届出事項の変更)</p>
<p>(1)～(4) (省 略)</p>	<p>(1)～(4) (省 略)</p>
<p>(5) お客様が第13章に定める収納代行取引をご利用されている場合は、当社は変更になった氏名および住所について、その収納代行委託機関へ通知することがあります。</p>	<p>(5) お客様が第12章に定める収納代行取引をご利用されている場合は、当社は変更になった氏名および住所について、その収納代行委託機関へ通知することがあります。</p>
<p>(6)～(7) (省 略)</p>	<p>(6)～(7) (省 略)</p>
<p>第168条(通知の効力)</p>	<p>第168条(通知の効力)</p>
<p>(1) お客様のお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>	<p>お客様のお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>
<p>(2) 前項の規定する、当社の責に帰すことのできない事由により諸通知が不着となった場合においては、当社は、それ以降になす諸通知について、お客様が前条に定める届出事項変更の手続を完了されるかまたは従来のお届出住所への到着が可能となったことを当社に連絡されるまで、当社に留め置くものとします。この場合においては、それら諸通知は、通常発送すべき時期に発送し、通常到着すべき時に到着したものと取り扱うことができるものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第172条(免責事項)</p>	<p>第172条(免責事項)</p>
<p>(1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>	<p>(1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>
<p>① (省 略)</p>	<p>① (省 略)</p>
<p>② 当社所定の請求受領書などに押印された印鑑とお届印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券等または金銭を返還したこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害。</p>	<p>② 当社所定の請求受領書などに押なつされた印影とお届印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券等または金銭を返還したこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害。</p>
<p>③ (省 略)</p>	<p>③ (省 略)</p>
<p>④ 所定の手続により返還のお申し出がなかったため、または印鑑がお届印の印鑑と相違するためにお預りした有価証券等または金銭を返還しなかったこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えなかったことにより生じた損害。</p>	<p>④ 所定の手続により返還のお申し出がなかったため、または印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券等または金銭を返還しなかったこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えなかったことにより生じた損害。</p>
<p>⑤～⑫ (省 略)</p>	<p>⑤～⑫ (省 略)</p>
<p>(2) 日興イーリートレードにおけるサービスに関する免責事項については、第143条その他の第16章の規定に従い取り扱いたします。</p>	<p>(2) 日興イーリートレードにおけるサービスに関する免責事項については、第143条その他の第15章の規定に従い取り扱いたします。</p>
<p>(3) 自動応答のテレホン取引の免責事項については、第159条その他の第17章の規定に従い取り扱いたします。</p>	<p>(3) 自動応答のテレホン取引の免責事項については、第159条その他の第16章の規定に従い取り扱いたします。</p>
<p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p style="text-align: right;">平成25年1月4日改定</p>
<p>日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動けいぞく投資約款</p>	
<p>11. 申込事項等の変更</p>	<p>11. 申込事項等の変更</p>
<p>(1) 改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったと</p>	<p>(1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったと</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>きは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>12. その他</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① お届印の押印された所定の受領書と引換に、この契約に基づく本ファンドまたは分配金を返還した場合。</p> <p>② 印鑑がお届印と相違するために、この契約に基づく本ファンドまたは分配金を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p>きは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>12. その他</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 登録印の押捺された所定の受領書と引換に、この契約に基づく本ファンドまたは分配金を返還した場合。</p> <p>② 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく本ファンドまたは分配金を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月4日改定</p>

外国証券取引口座約款

第4章 雑則

<p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第25条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名等に変更があったとき、又はお届印を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社所定の書類に押印した印鑑とお届印の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第25条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月1日改定</p>
--	---

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款

<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1) 改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① お届印の押印された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</p> <p>② 印鑑がお届印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</p> <p>② 印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月4日改定</p>
---	--

特定口座約款

第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収の特例

<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等ではない公募株式等証券投資信託に係る収益分配金の再投資による受益権の取得については、<u>当社が別途定める場合を除き</u>、お客様が開設されている特定口座で受入れられません。</p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等ではない公募株式等証券投資信託に係る収益分配金の再投資による受益権の取得については、お客様が開設されている特定口座で受入れられません。</p>
---	--

改定後(新)	改定前(旧)
第4章 雑則	
<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様の特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった<u>状態が3年以上の期間にわたり継続した場合。この場合、当社は、当社所定の方法によりお客様の特定口座を廃止することができるものとします。</u></p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様の特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日から<u>2年を経過する日の属する年の12月31日までの間(次項において「届出期間」といいます。)</u>に、当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または当該特定口座への上場株式等の保管の委託または上場株式等の信用取引等が行われなかった場合。この場合、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項により、その翌年1月1日(次項において「基準日」といいます。)</u>に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2 前項⑥の規定にかかわらず、お客様が、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第4項の規定に従い、届出期間に所定の特定口座取引継続届出書を当社に提出される場合には、基準日から2年を経過する日まで特定口座は廃止されません。</u></p> <p style="text-align: right;">平成24年10月1日改定</p>
非課税上場株式等管理に関する約款(新 設)	
<u>別紙「非課税上場株式等管理に関する約款」をご参照願います。</u>	
電子交付サービス取扱規程	
<p>第4条 申込</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様は、次のいずれかの方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社所定の申込書に必要事項を記入・<u>押印</u>のうえ提出する方法</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月1日改定</p>	<p>第4条 申込</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様は、次のいずれかの方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)当社所定の申込書に必要事項を記入・<u>捺印</u>のうえ提出する方法</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成23年4月1日改定</p>

以 上

証券取引約款 第9章 金額・株数指定取引

第92条（売買の方法）

- (1) お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引に係る有価証券の取引については、次の①から⑦に定めるところにより行うものとします。
- ①お客様が当社との間で取引を行うことができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場している有価証券のうち、当社があらかじめ指定したもの（以下本章において「取引対象銘柄」といいます。）とします。
 - ②売買取引は、全て金融商品取引所を介さず当社と相対で行う、取引所金融商品市場外の取引とします。
 - ③約定金額は、「VWAP約定単価×約定数量」（円未満切上げ）とします。
 - ④VWAP約定単価は、お客様の買いの場合には「VWAP値×（1＋スプレッド）」（円未満切上げ）、お客様の売りの場合には「VWAP値×（1－スプレッド）」（円未満切捨て）とします。
なお、VWAP約定単価は、当該有価証券のVWAP値（金融商品取引所が公表するかまたは株式会社QUICKの情報端末に掲載されているVWAP（Volume Weighted Average Priceの略称で、一定の取引時間帯において金融商品取引所で成立した売買についてその価格毎の売買高に基づき加重平均した価格をいいます。）の小数点以下第5位を四捨五入した数値とし、当該数値が明らかでない場合には、当社が適当と認めて提示するVWAP値とします。）を基準にして、当社が算定します。
 - ⑤スプレッドは、0.02を上限として当社所定の方法により概算注文金額（金額指定の場合は、「当該注文金額」のことを、株数指定の場合には、「約定日の前営業日の大引け後に、金融商品取引所が公表する基準値段×売買数量」（円未満切上げ）のことをいいます。以下同じ。）に応じて変動します。
 - ⑥下記(2)で規定する金額指定注文成立時の約定数量は、「約定金額÷VWAP約定単価」（小数点以下第6位を切捨て）とします。
 - ⑦お客様が発注した有価証券の売買取引が成立することを当社が保証するものではなく、当該売買取引が成立しない可能性があります。
- (2) お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引の売買注文の執行は、次条(3)に規定する日興イーシートレードの最終受付時間の属する日（以下「注文日」といいます。）の立会時間終了時において成立するものとし、これを約定日とし、この日の3営業日目を受渡日とします。

第92条の2（発注の方法）

- (1) 金額・株数指定取引における取引単位は、発注形態、売り買いの別により、次の①または②で掲げるとおりとします。ただし、株数指定（全部売却を除きます。）は、日興イーシートレードでの注文の場合に限ります。また、金額指定による売買における約定金額は、円未満の処理により、お客様の発注金額通りとならない場合があります。
- ①売り注文
 - イ. 金額指定の場合は、1万円以上1,000円単位。
 - ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が1万円以上または「全部売却」。
 - ②買い注文
 - イ. 金額指定の場合は、1万円以上1,000円単位。
 - ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が1万円以上または「単元株化」（金株口座において管理される有価証券に係る、お客様が権利を有する有価証券の持分（以下この章において「有価証券持分等」といいます。）が最低売買単位未満の数量である場合に、最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けることをいいます。以下同じ。なお、当該単元株化に必要な数量は自動的に計算されます。）。)
- (2) 金額・株数指定取引で適用されるVWAP約定単価には、金融商品取引所の前場で成立した売買を基準にして当社が算定した前場VWAP約定価格と、後場で成立した売買を基準にして算定した後場VWAP約定価格があり、注文時に指定していただきます。
- (3) 金額・株数指定取引における当社の注文最終受付時間は、次の①または②に掲げるVWAP約定単価に応じて次の①または②に定めるとおりとします。ただし、「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄にかかる買付けまたは売却については、当社所定の注文受付停止期間があります。
- ①前場VWAP約定単価適用注文（以下「前場注文」といいます。）最終受付時間
日興イーシートレードでの注文の場合は午前8時までとし、これ以外の注文の場合は午前8時を超えない範囲で当社が定める時間とします。
 - ②後場VWAP約定単価適用注文（以下「後場注文」といいます。）最終受付時間
日興イーシートレードでの注文の場合は午前11時30分までとし、これ以外の注文の場合は午前11時30分を超えない範囲で当社が定める時間とします。
- (4) お客様は、注文を行うに際し、次の各号に掲げる発注形態に応じて、その都度、次の①または②に掲げる事項を当社に明示するものとします。
- ①金額指定注文
 - イ. 銘柄
 - ロ. 買付または売付の区別
 - ハ. 注文金額
 - ニ. 前場注文または後場注文の別
 - ②株数指定注文
 - イ. 銘柄
 - ロ. 買付けまたは売付けの区別
 - ハ. 数量（ただし、単元株化の場合には、その旨）
 - ニ. 前場注文または後場注文の別
- (5) 金額・株数指定取引において、お客様が注文の取消しを行う場合は、上記(3)に規定する各注文最終受付時間まで行うこととし、上記(3)に規定する前場注文および後場注文の最終受付時間後の取消しおよび発注は、いかなる場合においても行えません。なお、日興イーシートレードでの注文の取消しは、日興イーシートレードから行っていただくものとします。
- (6) 同一注文日の前場または後場で、同一銘柄の売注文と買注文を同時にすること、および前場で売注文された銘柄を後場に改めて売注文することはできません。

第92条の3（有価証券の受渡方法）

金額・株数指定取引において、お客様が有価証券を買付けまたは売却をした場合には、受渡日において以下の方法により処理いたします。

- ①買付けの場合 お客様が買付けた有価証券と同種・同等の有価証券持分等をお客様へ譲渡いたします。
- ②売却の場合 お客様が売却した有価証券と同種・同等の有価証券持分等を当社へ譲渡していただきます。

第92条の4（有価証券の管理方法）

金額・株数指定取引において、お客様が買付けた有価証券は、お客様が当社において開設した通常の振替有価証券を管理する振替決済口座やその他の有価証券を管理する保護預り口座（以下「保護預り口座等」と総称します。）とは別に、金株口座において、以下の要領に基づきお預かりいたします。

- ①名義 金株口座内の有価証券持分等は、当社で合算の上、金額・株数指定取引のために口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿上に開設した金額・株数指定取引共有口において、全て金額・株数指定取引共有口名義で管理されます。お客様は、金株口座内の有価証券の実際の持分の割合に応じた、金額・株数指定取引共有口名義の有価証券持分等の権利を有することになります。
- ②有価証券の合算 同一銘柄の有価証券であっても、保護預り口座等と金株口座内の有価証券の数量の合算は出来ません。
- ③権利処理方法 配当金・収益分配金・増資・株式分割などの権利処理は、第92条の6の規定に従って行います。

第92条の5（有価証券の振替）

- (1) お客様は金株口座で権利を有する有価証券持分等と、保護預り口座等間の有価証券の振替は、第92条の12に規定する場合を除き、最低売買単位の整数倍で行うこととします。ただし、保護預り口座等から金株口座への振替は、日興イーリートレードからのみ指示することができます。
- (2) 日興イーリートレード信用取引口座を開設している場合およびその他の取引における代用有価証券の金株口座への振替は出来ません。
- (3) 配当落ちまたは権利落ちとなる銘柄については、当該権利付売買最終日の前後における当社所定の期間、当該振替を停止します。

第92条の6（配当金・増資・株式分割などの権利処理）

お客様が金株口座内において権利を有する有価証券持分等の権利処理については次の①から⑧に定めるところによります。

- ①有価証券持分等に係る配当金、収益分配金および権利交付金などの果実ならびに株式分割などの諸権利により取得する株式は、当社が金額・株数指定取引共有口で受領し、当該権利の基準となった日におけるお客様の当該有価証券持分等に応じて比例按分のうえ、株式については、金株口座に、金銭については預り金にそれぞれ繰入れます。
- ②有価証券持分等に係る新株予約権（当該有価証券持分等と同一の種類の株式を目的とするものに限る。）が付与された場合は、当該新株予約権付与の基準となる日におけるお客様の当該有価証券持分等に応じ、下記に記載する金銭による処理を行います。
お支払い金額 = 新株予約権処理価格 × 当該有価証券持分等の数量

$$\text{新株予約権処理価格} = \left\{ \text{権利付売買最終日の旧株式終値} - \left(\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} \right) \times (1 - \text{スプレッド}) \right\}$$

- ③上記①および②に基づく按分の結果生じる10万分の1株または1口に満たない有価証券および1円未満の端数は、切捨てとします。
- ④上記①、②および③に規定する諸権利の処理計算に係る明細については、当該処理後遅滞なくお客様に報告書を交付します。ただし、当該諸権利の処理計算を行った後に最初に到来する取引残高報告書交付時に、当該処理計算に係る報告を行うこととさせていただきます。
- ⑤有価証券持分等に関し、有償増資等に係る新株引受権が付与される場合、株式有償割り当てが行われる場合、および株主優待などの名目で発行者から支給される物品その他のものがある場合、お客様に当該権利についてすべて放棄していただきます。
- ⑥有価証券持分等について共益権として付与される議決権などについては、当社はこれを行使せず、かつ、お客様からの指示にも応じないこととします。
- ⑦お客様は、有価証券持分等について、当社に対して、次に掲げる請求をすることはできません。
 - イ. 発行会社への単元未満株式の買取または買取請求の取次ぎ
 - ロ. お客様が当社内に複数の口座をお持ちの場合、その残高との合算
 - ハ. お客様が当社内に複数の口座をお持ちの場合、保護預り口座等以外の口座への振替指図
 - ニ. お客様が当社内に複数の口座をお持ちの場合、保護預り口座等以外の口座からの金株口座への振替指図
 - ホ. 当社または第三者への質権その他の担保権の設定
 - ヘ. 第三者からの質権その他の担保権の受入れ
 - ト. 他の口座管理機関への振替指図

- ⑧有価証券持分等について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

第92条の7（自動スイング）

- (1) お客様が金株口座で保有する有価証券持分等について、配当落ちまたは権利落ちとなる銘柄について、最低売買単位の整数倍に該当する数量だけ、当社が定める日に、自動的に保護預り口座等へ振替を行います（以下「自動スイング」といいます。）。ただし、お客様は、自動スイングの適用を行わないことを選択すること（以下「自動スイングOFF」といいます。）を日興イーリートレードから指定することができます。
- (2) お客様が自動スイングOFFを選択または第92条の8に規定する定期定額売却を開始した場合を除き、自動スイングが行われます。お客様が、自動スイングの選択を変更することが可能な期間は、毎月月初から同月最終営業日の4営業日前の午後5時までとし、翌月に権利確定日（第64条(1)に定める総株主通知等に係る株主確定日等をいいます。下記(3)において同じ。）が到来する銘柄から適用となります。なお、自動スイングの選択は銘柄毎に行うことはできません。
- (3) 自動スイングの対象となる数量は、権利付売買最終日に受渡が完了している数量から、権利付売買最終日の翌日から権利確定日までの間に受渡が行われる売り約定数量を、減じた数量とします。

第92条の8（定期定額売買）

- (1) お客様が、あらかじめ指定した月・日に、あらかじめ指定した銘柄を、指定した金額で継続的に買付け（以下「定期定額買付」といいます。）または売却（以下「定期定額売却」といい、「定期定額買付」および「定期定額売却」を総称して「定期定額売買」といいます。）を日興イーリートレードから指定することができます。
- (2) お客様は、定期定額売買を行う頻度を「毎月」、「奇数月」、「偶数月」より選択し売買月とし、定期定額買付を行う日として、「5日」、「10日」、「15日」、「20日」、「25日」より選択し売買日とし、定期定額売却の売買日は、「10日」のみとします。ただし、定期定額売買の売買日が営業日以外の日に当たる場合には、それぞれ翌営業日を売買日とします。
- (3) お客様が、定期定額売買を始めるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①取引報告書および取引残高報告書の電子交付サービスを契約していること。
- ②電子メールアドレスが登録済みであること。
- (4) 同一銘柄について、定期定額買付と定期定額売却を設定することはできません。
- (5) 定期定額買付の設定は、買付けを始める売買日の前営業日午後3時までに行うこととします。
- (6) 定期定額売却の設定は、売却を始める売買日の前月最終営業日の4営業日前午後5時までに行うこととします。
- (7) 定期定額売買の解除は、解除したい売買日の前営業日午後3時までに行うこととします。

第92条の9（定期定額売買の発注および売買の方法）

- (1) 定期定額売買に基づく発注は売買日の前営業日午後4時頃（ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時頃）、自動的に行われます。
- (2) 定期定額売買の発注に係る売買は、当該発注がなされた直後の営業日に行われます。

第92条の10（定期定額売買の利用上の留意点）

- (1) 定期定額売買を利用する際に注意すべき事項は、以下のとおりとします。
 - ①自動スイング お客様が、定期定額売却を設定された場合、自動的に適用されないこととなります。
 - ②受付停止時間（買付または売却に関わらず）全ての売買日の直前の営業日午後3時から午後8時頃の間は、受付を停止します。
 - ③設定の自動解除 3回連続で発注エラー（売買日の直前の営業日に発注を行えなかった状況をいいます。）となった場合、当該定期定額売買の設定は自動的に解除となります。
- (2) 定期定額売買で使用するVWAP約定単価は、前場VWAP値を基準とします。ただし、前場VWAP値が存在しない場合に限り、後場VWAP値を基準とします。

第92条の11（有価証券持分等の振替および、自動スイングにかかる免責事項）

当社は、当社の一連のシステム等の障害等により、金額・株数指定取引において提供する第92条の5に規定する有価証券の振替および、第92条の7に規定する自動スイングのサービスが正常に機能しなかったことによりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

第92条の12（取引対象銘柄でなくなった有価証券を保有される場合の処理）

- (1) お客様が金株口座で権利を有する有価証券持分等の内、取引対象銘柄ではなくなる予定の銘柄が存在し、取引対象銘柄ではなくなる日（以下「取引不採用日」といいます。）以降も当該有価証券持分等を保有される場合、以下のように処理いたします。
 - ①有価証券持分等の残高は、1株または1口単位で金株口座から保護預り口座等へ振替いたします。
 - ②上記①に規定する振替の対象とならない有価証券持分等は、以下の規定に従い当社が買取ります。
買取金額 = 1株（1口）未満残高処理採用価格 × 当該有価証券持分等の残存数量（円未満は切上げ。）
1株（1口）未満残高処理採用価格 = 取引不採用日の前営業日の取引最終価格または最終気配値のいずれか低い価格（ただし、当該価格が無い場合または当該価格が適正ではないと当社が判断した場合には、当社が見積もった適正な価格） ×（1－スプレッド）（円未満は切捨てとし、切捨ての結果0円となった場合は1円とします。）
- (2) 上記(1)の処理は、当該有価証券が合併・併合、株式移転・株式交換その他の事由により取引対象銘柄ではなくなりその後、当該有価証券に代わり取引対象銘柄である他の有価証券が交付される場合には、適用されません。

第92条の13（金額・株数指定取引の終了）

- (1) 当社は、金額・株数指定取引を終了する場合には、お客様に対し書面にて金額・株数指定取引を終了する旨を通知することにより、取引を終了することができます。当該書面による通知は、金額・株数指定取引を終了する日の6ヵ月以上前になされることとします。
- (2) 当社が、上記(1)に基づき金額・株数指定取引を終了した日に、お客様が金株口座で権利を有する有価証券持分等が存在する場合には、第92条の12の処理を準用します。

以上

非課税上場株式等管理に関する約款

(約款の趣旨等)

- 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14第1項から第5項に規定する非課税口座内の少額上場株式等に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約をお客様と締結いたします。
- 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- ①非課税口座 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。
 - ②非課税上場株式等管理契約 租税特別措置法第37条の14第5項第2号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。
 - ③非課税適用確認書 租税特別措置法第37条の14第5項第3号に定める非課税適用確認書をいいます。
 - ④非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。
 - ⑤勘定設定期間 非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。
 - ⑥上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。
 - ⑦非課税口座内上場株式等 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等をいいます。
 - ⑧振替口座簿 社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。
 - ⑨特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」その他の契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税管理勘定の設定)

- 第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、第3条第1項の「非課税適用確認書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられます。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第3条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号及び第6項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、非課税の適用を受けようとする最初の年ごとに当社が定める期間に提出していただきます。なお、当社では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。
- 2 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。
- 3 第1項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、同一の非課税期間において非課税の適用を受けようとする場合には、重ねての提出は不要です。また、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。
- 4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。
- 5 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税は、当社が支払の取扱者となる上場株式等の配当等に限り適用されます。このため、振替法に基づく振替制度において取り扱われる国内金融商品取引所上場の振替株式等に係る配当等の場合には、その受領方法として「株式数等比例配分方式」を選択されるときに限り非課税となります。

(非課税管理勘定における処理)

- 第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限りません。）のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等（非課税口座から払い出されたものを除きます。）を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。
- ①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの
 - イ. 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
 - ロ. 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
 - ②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等
- 2 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換算した金額とします。
- ①購入した外貨建上場株式等 前項第1号イの購入した場合には、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた為替レートを乗じた額
 - ②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 前項第1号イの払込みにより取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文時における当社が定めた為替レートを乗じた額
 - ③前項第1号ロの移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出し日に当社が定めた為替レートを乗じた額

(非課税口座取引である旨の明示)

第6条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額（以下、「注文時取得対価額」といいます。）の明示を行っていただく必要があります。なお、受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額（当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。）と新たな注文時取得対価額の合計額が100万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。その場合およびお客様から非課税口座への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

2 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座内上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様が非課税口座内上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもつから譲渡することとさせていただきます。

(譲渡の方法)

第7条 非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。

- ①当社への売委託による方法
- ②当社に対して譲渡する方法
- ③上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法
- ④租税特別措置法第37条の10第3項第3号（資本剰余金配当等）または第4項第1号もしくは第2号（公募株式投資信託の解約・償還等）に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法

(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

- ①第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）

(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

第10条 当社は、第5条第1号口または第9条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより、当社が定める時まで、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出していただきます。

(非課税口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)

第11条 お客様が、当社所定の方法により、投資信託受益権等の累積投資取引に関し、買付けを希望される各累投口ごとに契約を申し込み、当社が承諾した場合（既に他の累投口（財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除きます。）の契約が締結されているときは、希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとします。）に証券取引約款第11章で規定する当該累投口を非課税口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、非課税口座ではお取扱いいたしません。

(非課税口座内の金額・株数指定取引に関する取扱い)

第12条 お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、証券取引約款第9章で規定する金額・株数指定取引口座（以下、「金株口座」といいます。）を非課税口座内に開設することができます。

2 前項の金株口座は、以下のとおり取扱うものとします。

- ①非課税口座内に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーシートレードのみの取扱いとなります。
- ②お客様が買付注文を行う際に、当社に対して非課税口座への受入れである旨を明示し、取得された上場株式等の金株口座に係る有価証券持分等は、非課税口座内の金株口座にて受入期間ごとに管理されます。
- ③同一の受入期間の買付数量の合計（その時点までの売付数量控除後の数量を意味します。以下同じ。）が最低売買単位に達した場合、証券取引約款第92条の5第1項で規定する有価証券の振替を指示することができます。
- ④証券取引約款第92条の7第3項で規定する自動スウィングの対象となる数量が、複数の受入期間の買付数量を合計して最低売買単位に達した場合には、自動スウィングは行わず、非課税口座内に開設された金株口座における最低売買単位以上の買付数量の合計の全部を有価証券持分等として管理いたします。

(契約の解除)

第13条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日の翌日
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の4第3項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国の日
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の3第4項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日（出国日）
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤当社の証券取引約款の規定に基づきお客様の証券総合口座が廃止となった場合 当該証券総合口座の廃止日
- ⑥お客様がこの約款の変更に同意されない場合 当社が定める日

(届出事項の変更)

第14条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2

の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。

(免責事項)

第 15 条 お客様が前条の変更手続を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

(約款の変更)

第 16 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。

3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定に同意いただいたものとみなして取り扱います。

(合意管轄)

第 17 条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上